

# 鳥取縣公報

昭和二十四年三月二十九日 火曜日  
第千九百九十七号

本書ノ大キサハ國定規格 A5判

## 條例

### ◆鳥取縣條例第三十一號

鳥取縣條例第十七號鳥取縣衛生試驗條例の一部を次のよう  
に改正する。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣衛生試驗條例中改正條例

### 第四條 削除

### 第五條第二項 削除

別表及び第二号様式を左の通り改める。

品名	試験目的	供試量	手數料
水	水質試験	二リットル	一二〇円
水	定量分析	四キログラム	一五〇

清涼飲料水	分析	同	鑽泉	同	一〇リットル	一、五〇
乳汁	脂肪比重検定	同	定生分析	同	五リットル	三〇〇
同	定量分析	同	ラジニム放射能判定	同	五〇〇	五〇〇
同	細菌培養	同	治療効能判定	同	二〇〇	二〇〇
同	異常成分含否検査	同	その都度定む	同	五〇	五〇
同	定量分析	同	四デシリツトル	同	一五〇	一五〇
同	異常成分含否検査	同	四デシリツトル	同	五〇	五〇
同	定量分析	同	一リツトル	同	六〇	六〇
同	異常成分含否検査	同	一リツトル	同	二〇〇	二〇〇
同	定量分析	同	四〇〇グラム	同	三五〇	三五〇
同	異常成分含否検査	同	一リツトル以上	同	一五〇	一五〇
同	定量分析	同	二リツトル以上	同	二五〇	二五〇
同	分 析	同	その都度定む	同	三〇〇	三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四五〇	四五〇
同	分 析	同	一リツトル以上	同	五六〇	五六〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七八〇	七八〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一〇〇〇	一〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一一〇〇	一一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一二〇〇	一二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一三〇〇	一三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一四〇〇	一四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一五〇〇	一五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一六〇〇	一六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一七〇〇	一七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一八〇〇	一八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一九〇〇	一九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二〇〇〇	二〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二一〇〇	二一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二二〇〇	二二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二三〇〇	二三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二四〇〇	二四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二五〇〇	二五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二六〇〇	二六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二七〇〇	二七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二八〇〇	二八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	二九〇〇	二九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三〇〇〇	三〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三一〇〇	三一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三二〇〇	三二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三三〇〇	三三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三四〇〇	三四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三五〇〇	三五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三六〇〇	三六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三七〇〇	三七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三八〇〇	三八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	三九〇〇	三九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四〇〇〇	四〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四一〇〇	四一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四二〇〇	四二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四三〇〇	四三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四四〇〇	四四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四五〇〇	四五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四六〇〇	四六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四七〇〇	四七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四八〇〇	四八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	四九〇〇	四九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五〇〇〇	五〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五一〇〇	五一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五二〇〇	五二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五三〇〇	五三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五四〇〇	五四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五五〇〇	五五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五六〇〇	五六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五七〇〇	五七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五八〇〇	五八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	五九〇〇	五九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六〇〇〇	六〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六一〇〇	六一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六二〇〇	六二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六三〇〇	六三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六四〇〇	六四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六五〇〇	六五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六六〇〇	六六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六七〇〇	六七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六八〇〇	六八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	六九〇〇	六九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七〇〇〇	七〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七一〇〇	七一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七二〇〇	七二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七三〇〇	七三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七四〇〇	七四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七五〇〇	七五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七六〇〇	七六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七七〇〇	七七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七八〇〇	七八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	七九〇〇	七九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八〇〇〇	八〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八一〇〇	八一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八二〇〇	八二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八三〇〇	八三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八四〇〇	八四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八五〇〇	八五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八六〇〇	八六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八七〇〇	八七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八八〇〇	八八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	八九〇〇	八九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九〇〇〇	九〇〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九一〇〇	九一〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九二〇〇	九二〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九三〇〇	九三〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九四〇〇	九四〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九五〇〇	九五〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九六〇〇	九六〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九七〇〇	九七〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九八〇〇	九八〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	九九〇〇	九九〇〇
同	分 析	同	二リツトル以上	同	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇

00152

食 酢 同	同	一五〇〇乃至三〇〇〇乃
味 咸 同	同	一五〇〇乃至三〇〇〇乃
各種飲食物 同	同	一五〇〇乃至三〇〇〇乃
飲食物用器具 害否検定	二個以上	一〇〇
鑄錫原料及 同	同	五〇〇グラム以上一二〇
び半田錫	同	至三〇〇乃至三〇〇〇乃
着色料 同	同	二五〇
化粧品 同	同	一五〇
玩 具 同	二個以上	一五〇
醫療用外薬品 同	同	五〇〇
石 鹼 定量分析	同	一五〇
鑑 定	その都度定む	二〇〇
試 驗 依 記 書	同	二〇〇
受驗品目	同	五〇〇

告 示	附 則	右現品及び手數料金を添え試験を依託する	一、試験の目的
鳥取縣衛生研究所長殿	昭和 年 月 日	一、製造又は採取の日時及 場所製造者(外國品に在り ては引取人)	一、受驗品目の数量
鳥取縣衛生研究所長殿	附 則	二、試験手數料金	二、使用的目的
この條例は公布の日からこれを施行する。		三、試験手數料金	三、受驗品目の数量

00153

す。後三箇月以上のすべての畜牛にし氣腫疽予防注射を施行するから該當牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛をひきつけ注射を受けなければならぬ。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日 注 射 区 城 注 射 場 所 時 刻

四月五日 日野郡多里村一円 日野郡多里村字古市午前九時

同六日 同 日野上村同 同日野上村字三榮 同

同七日 同 石見村同 同石見村字下石見 上石見 午後一時

同八日 同 福榮村同 同福榮村字福塚 午前十時

同九日 同 山上村同 同山上村字茶屋 同

同十日 同 阿毘縁村同 同阿毘縁村字阿毘縁午前九時

同十一日 同 大宮村同 同大宮村字印賀 同

## ◆鳥取縣告示第百四十六号

鳥取縣育兒菓子需給調整審議会規程を次のように定める。

第一條 審議会は事務所を鳥取市内に置く。  
 第二條 鳥取縣育兒菓子需給調整審議会(以下審議会といふ)は縣内における育兒菓子の生産能率及び品質の向上を図ると共に原料の適正な割当を行うため必要な事項を調査審議する。

第三條 審議会は知事の諮問に応じ第一條の目的を達するため掲げる事項につき答申するものとする。  
 一、生産工場の選定に關すること。  
 二、生産原料の工場別割当に關すること。  
 三、その他知事が必要と認めた事項。

第四條 審議会に会長一人、委員若干人を置く。

会長は委員の互選とし委員は関係吏員、當業者及び消費者の中から知事が任命又は委嘱する。

第五條 会長は審議会を代表し会務を総理し会議の議長となる。会長に事故があるときは余長の指名した委員

がその職務を代理する。

会長及び委員の任期は一年とする。但し任期中であつても知事において解任又は解囑することがある。

第六條 審議會に書記若干人を置く。書記は会長が任命し庶務に從事する。

第七條 本規程に定めるもの、外審議會の運営上必要な事項については審議會に於て協議して定める。

#### 附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年三月二十九日から  
同 年三月三十一日まで

記

00154

#### ◇鳥取縣告示第百四十七号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により岩美郡浦富町農地委員会委員の候補者につき當書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣氣高郡日置谷村耕地整理組合長並びに組合副長に左の者選任については昭和二十四年三月二十三日附で認可した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組合長	氣高郡日置谷村大字奥崎一六一 前家寛二
組合副長	同 大坪二六五 尾崎長保
同	奥崎二〇〇 中村林藏
同	藏内二六二 石田時夫

◇鳥取縣告示第百四十九号  
労働組合法施行令第三十七條の二の規定により鳥取縣地方労働委員會委員を三月二十六日附左の通り委嘱した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区 分	氏 名	生年月日	住 所	職 業	略 历
労働者	山本 正一	明治三七、五、六	氣高郡鹿野町大字鹿野二、四二四	鳥取貨物自動車会社技手	東部労協副会長
同	塚田小太郎	大正八、一	鳥取市豆腐町四一	日本海新聞社記者	現地労協委員会委員
同	樺川 信雄	明治三九、一、七	倉吉町字余戸谷町	由良高等学校教諭	現地労協委員会委員
同	樺田 喜一郎	同、四、九	米子市皆生一、七	米子造船会社事務員	東部労協副会長
同	松田 勝三	同、四〇、三、一九	同加茂町一丁目一	米子市主事	現地労協委員会委員
使 用 者	足立 益二	同、三九、一、八	鳥取市東品治町一	鳥取貨物自動車会社	立命館中学卒
同	清水 臨藏	同、三〇、二、一二	同梶川町一二の一	坂島製氷冷凍会社	現地労協副会長
同	山井 儀保	同、二十五、三、五	東伯郡倉吉町大字	倉吉織維工業所	鳥取商工会議所理事

代 表	足立 益二	同、三九、一、八	鳥取市東品治町一	鳥取貨物自動車会社	立命館中学卒
同	松田 勝三	同、四〇、三、一九	同加茂町一丁目一	坂島製氷冷凍会社	現地労協副会長
同	樺田 喜一郎	明治三九、一、七	倉吉町字余戸谷町	由良高等学校教諭	現地労協委員会委員
同	樺川 信雄	同、四、九	米子市皆生一、七	米子造船会社事務員	東部労協副会長
同	塚田小太郎	大正八、一	鳥取市豆腐町四一	日本海新聞社記者	現地労協委員会委員
同	西田 喜一郎	明治三九、一、七	同	同	現地労協委員会委員
同	清水 臨藏	同、三〇、二、一二	同梶川町一二の一	坂島製氷冷凍会社	立命館中学卒
同	山井 儀保	同、二十五、三、五	東伯郡倉吉町大字	倉吉織維工業所	現地労協副会長

00155

00156

同 加藤 章 同 三五、一、二七 米子市明治町八 米子自動車工業会社社長 東京商大専門部卒 現地方労働委員会委員

同 長谷川利隆 同 二八 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縣經營者協会副會長

第三者 德永 長 同 三五、一、二七

同 二九、一、二四 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縱經營者協会副會長

同 田中 秀次 同 三一、二六 八頭郡用瀬町四三 鳥取一高校長

同 大島 廣正 同 二九、一、二四 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縱經營者協会副會長

同 青戸 辰午 同 三〇、二八 大正三、二八 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縱經營者協会副會長

同 織田 正三 同 三〇、二八 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縱經營者協会副會長

同 三〇、二九、二一 東伯郡上北條村大字穴窪二十一 大正三、二八 同道笑町一丁目三 長谷川商会社長 縱經營者協会副會長

魚粕製造

00158

## ◆鳥取縣告示第百五十二号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 委 治

前本籍地 兵庫縣佐用郡江川村大木谷二八番地

現本籍地 八頭郡智頭町大字智頭七九六番地ノ一

前住所 同

現住所 同 一、八二〇番地ノ一

昭和十五年一月三十一日婚姻により助姓「繁延」

を「岡田」に並びに本籍地、住所變更により昭和

二十四年三月十日名簿訂正方願い出たので同年三

月二十三日訂正

岡 田 き く

明治四十四年四月三日生

前本籍地 八頭郡國中村大字久能寺一五二番地

現本籍地 賀茂村大字郡家三三五番地

前住所 同 二六一一番地

現住所 同 二三一一番地

昭和二十三年五月六日婚姻により前姓「山根」を  
「戸田」に並びに本籍地、住所變更により昭和二  
十四年三月十一日名簿訂正方願い出たので同年三  
月二十三日訂正

戸 田 賀 錦

明治三十五年一月十九日生

前本籍地 八頭郡智頭町大字八河谷一四六番地

現本籍地 氣高郡豐美村大字宮谷一九九番地

前住所 八頭郡智頭町大字八河谷一四六番地

現住所 氣高郡豊美村大字宮谷一九九番地

昭和二十四年二月二十四日婚姻により前姓「綾木」

を「徳沢」に並びに本籍地、住所變更により昭和

二十四年三月十一日名簿訂正方願い出たので同年三

月二十三日訂正

徳 田 深 正 枝

大正十年十二月三日生

前住所 日野郡日野上村大字霞三六三番地

現住所 同二部村大字二部六〇四番地

昭和二十年十一月二十日住所變更により昭和二十四年三月九日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

岸 本 節 子

大正三年二月十一日生

## 縣會告示

豈 明治四十年三月九日生

前住所 東伯郡灘手村大字穴沢二六三番地伊藤実夫方  
現住所 同高城村大字上福田三四一一番地ノ二

昭和二十四年三月二日住所變更により昭和二十四年三月九日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

平 岩 き よ 子

昭和十二年五月八日生

## ◆鳥取縣告示第百五十三号

助産婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市南本寺町四番地ノ一

佳 所 鳥取市鐵片原町四〇番地

## ◆鳥取縣會告示第三号

鳥取縣會議員徽章第七号は昭和二十四年三月二十六日遺失したる旨縣會議員中田吉雄より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

## ◆鳥取縣會告示第三号